

電柱・ケーブル等の移転申請者の皆様

2024年 12月  
株式会社 NTT フィールドテクノ  
愛媛設備部 エリアマネジメント部門  
エリアマネジメント担当

## 電柱・ケーブル等 移転のWeb申請につきまして

平素よりNTT西日本の電気通信事業におきまして、格別のご高配を賜り厚く御礼を申し上げます。  
2022年12月より、NTT西日本の電柱・ケーブル等の移転申請につきまして、Web受付を開始しております。  
移転申請の際は、是非ご利用いただくよう 皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

■ 移転申請の受付URL <https://setsubiiten-web-west.gvm-jp.groupis-ex.ntt/>



<QR コード>

### ■ 受付時間等

- ・Web からは24 時間申請可能です。（申請内容を確認したのち担当者からご連絡いたします。）
- ・地図上で設備を指定すると概算工事費用が確認できます。
- ・申請内容の履歴や進捗がWeb上で確認できます。

### ■ Web 申請時における注意事項

- ・パソコン、タブレット、スマートフォン等 問わずご利用頂けます。
- ・ご利用の際は最新のWebブラウザをご利用願います。

■ 移転の依頼は早期をお願いいたします。

その他のお問合せにつきましては、「116」※もしくは「08002000116」へご連絡いただけますようお願いいたします。

※「116」は携帯電話からの発信でご利用になれません。

## NTT 西日本の電気通信設備（電柱・ケーブル等）の移転につきまして

2022年12月より NTT 西日本の電柱・ケーブル等の移転申請について、Web 受付を開始しましたので、24時間365日受付可能な「支障移転 Web 受付」のご利用をお願いいたします。

なお、電気通信設備(電柱、ケーブル等)の移転には、申請者様において、移転費用のご負担が原則発生いたします。

「支障移転 Web 受付」での申し込み時において、おおよその金額をご案内いたしますが、設備や移転形態により金額が変動いたします。

また設備の移設先については個別協議（※注）とさせていただきますのでご協力よろしくをお願いいたします。

※注：技術上等移転困難な場合、移転できない設備がございます。

(詳細については別添 3.移転に関するリーフレットを参照願います。)

設備の移転等が必要と想定される不動産売買等においては、移転費用も考慮したご対応をいただけますと幸いです。

皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

<問い合わせ先>

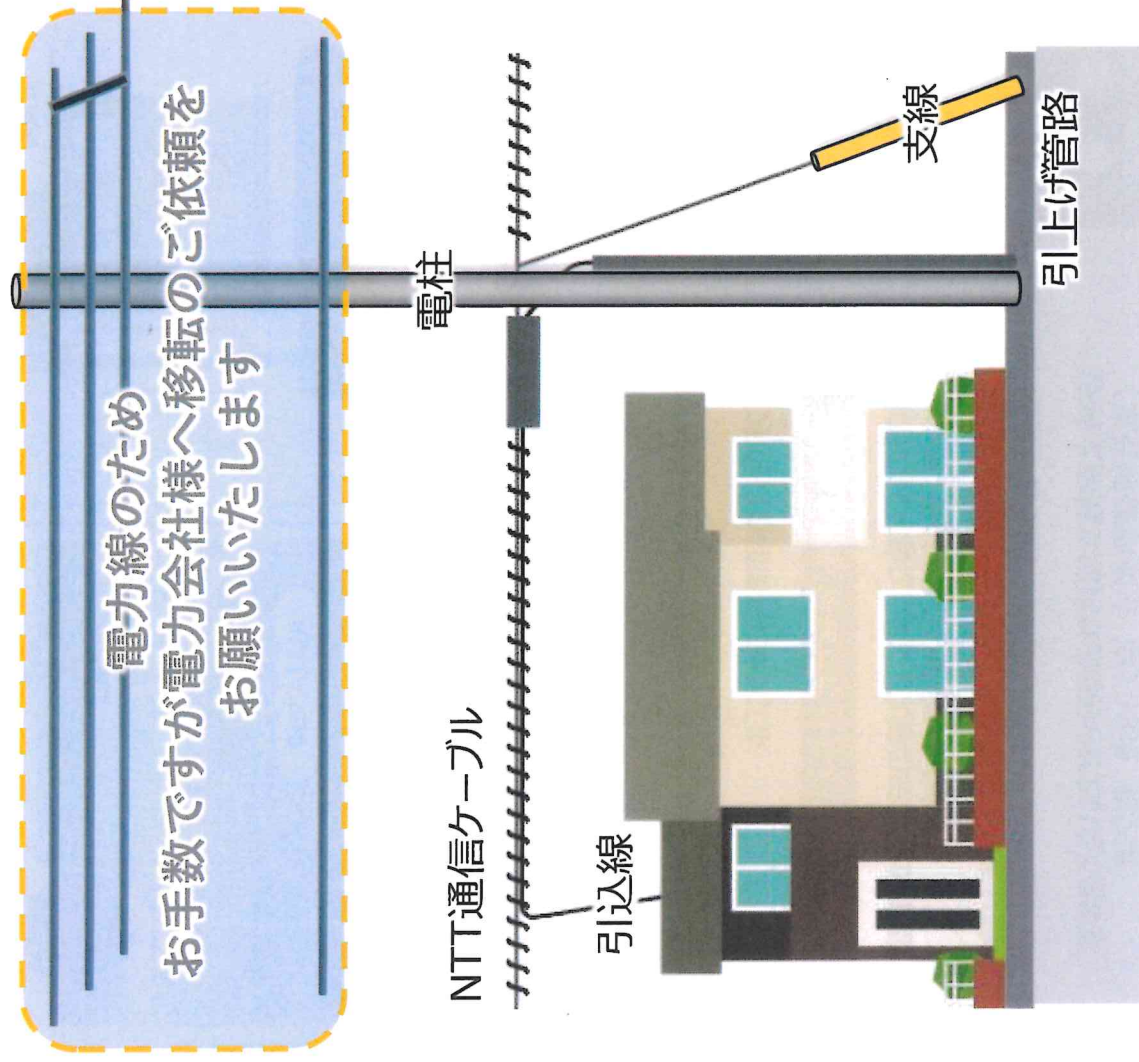
株式会社 NTTフィールドテクノ 愛媛設備部 エリアマネジメント担当

TEL : 080-0200-0116

## 電気通信設備の移転には移転費用のご負担が原則発生いたします。

おおよその金額をご案内いたしますが、設備や移転形態により金額が変動いたします。

また設備の移設先については個別協議させていただきます。



### 電柱1本の移設には以下の費用が必要となります

移設内容	単位	おおよその金額 ※
電柱移設	1本	30～100万円 <small>※設置場所によって金額が変わります</small>
NTT通信ケーブル移設	1条	20万円
支線移設	1条	20万円
引込線移設	1条	5万円
引上げ管路移設	1条	100万円

### 以下の法令に基づいて事業を実施しております

電気通信事業法 第138条

土地等の所有者から認定電気通信事業者に対して線路の移転の請求がされた場合、「その措置に要する費用の全部又は一部を土地等の所有者が負担すべき旨を定めることができる。」

民法 第1条

私権は、公共の福祉に適合しなければならない。

2 権利の行使及び義務の履行は、信義に従い誠実に行われなければならない。

3 権利の濫用は、これを許さない。

## 電柱を移転せずにご要望にお応えできる場合があります

**鳥害被害の解消を希望される場合**

鳥害防止用品で鳥が留まらない対応が可能です

対策前

鳥避け用品を使用

**建設車両の支障となる場合**

防護カバーで対応が可能です  
※設置場所によっては有償となります場合がございます

対策前

防護カバー使用

**防犯上の懸念から希望される場合**

電柱の足場ボルトを撤去する対応が可能です

対策前

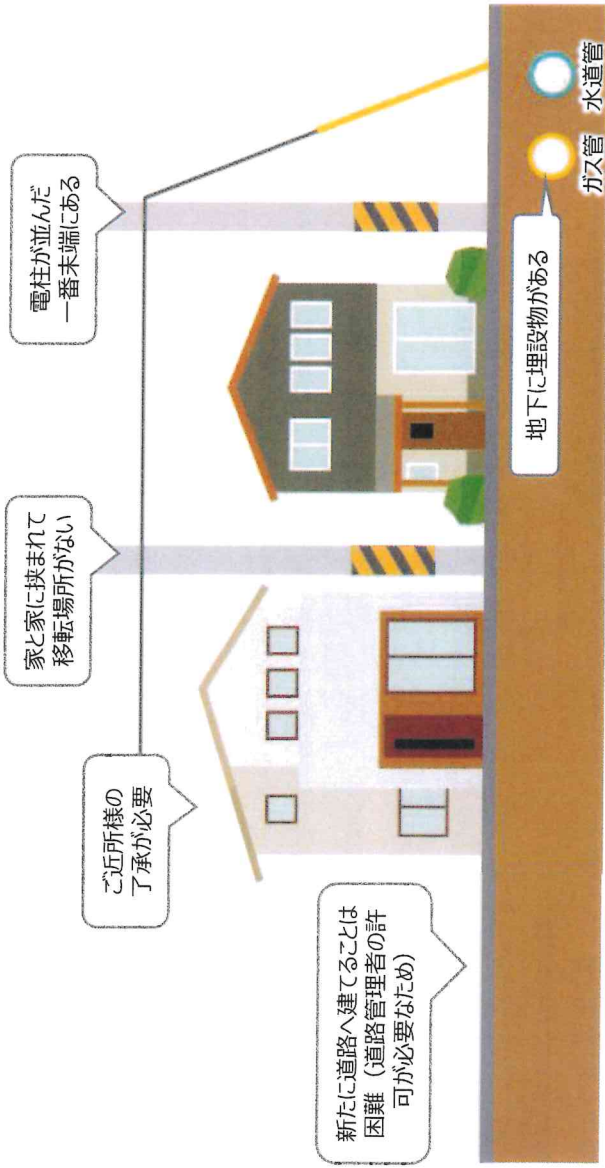
足場ボルトの撤去

**車の出入りに電柱が支障となる場合**

駐車場のレイアウト変更で解消する場合があります

出入りに支障

## 移転できない電柱があります



近隣の方の承諾は得られていますでしょうか？

移転後の位置が近隣宅に支障になる

工事期間の騒音等のトラブル

技術上移転困難な場合があります

地面の掘削後に水道。ガス等の埋設物が確認された場合、移転できない場合があります

末端の電柱については、設備構成上移転が難しい場合があります

技術上困難な場合はお断りさせていただきます  
（電気通信事業法 第138条 第2項）